

相続定期貯金



取扱期間 2024年3月1日(金) ▶ 2024年8月30日(金)

預入期間および適用金利

6ヶ月適用金利

年 **0.5%**
(税引後 年0.398%)

1年適用金利

年 **0.25%**
(税引後 年0.199%)

預入金額

100万円以上(1円単位)
※ただし、貯金者ご本人の相続金のお受け取り額を上限とします

定期貯金商品

スーパー定期貯金(単利型) または、大口定期貯金(預入金額1,000万円以上)

その他条件

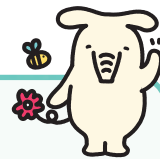
相続完了後1年以内 相続金を受け取ったご本人様名義に限る

条件達成で さらに金利上乘せ!

- 年金予約申込または 年金・給与・販売代金いずれかの口座指定
- JAカードおよびJAネットバンクの契約

1・2 どちらかの条件達成で **+0.1%**

1・2 両方の条件達成で **+0.2%**



※裏面の商品概要説明書もご覧ください▶

JAバンクをもっと便利に!

JAネットバンク

- 振込・振替・定期貯金取引が可能
- ペイジーで、税金・公共料金の支払いが可能
- ローンの残高照会、繰り上げ返済予約等が可能

※ローン内容によってはご利用いただけない場合がございます。

詳しくは
こちらから▶



JAバンクアプリ

- キャッシュカードがあれば簡単登録!
- 普通貯金・定期貯金・定期積金・残高や取引明細がいつでも確認できる

※スマートフォン専用アプリです。

詳しくは
こちらから▶



JAカード

- 初年度年会費無料
- JA-SSでの給油で最大4円/ℓ引き!
- JA直売所のお買い物で5%OFF!

詳しくは
こちらから▶



詳しくは店頭またはJAのホームページをご確認ください。 <https://www.ja-hagano.or.jp/>

はが野農業協同組合

- 真岡支店 ☎0285-84-6611
- 茂木支店 ☎0285-63-1105

- 本店(金融部) ☎0285-83-7725
- 二宮支店 ☎0285-74-0020
- 市貝支店 ☎0285-68-1311

- 益子支店 ☎0285-72-3246
- 芳賀支店 ☎028-677-0080



『相続定期貯金』商品概要説明書

(取扱期間：2024年3月1日～2024年8月30日)

商品名	相続定期貯金〔スーパー定期貯金<単利型>・大口定期貯金〕
ご利用いただける方	・個人のみ ※当JAにお持ちの口座で相続金をお受け取りいただくか、他金融機関でお受け取りになった相続金を当JAへ預け替えいただいた相続人ご本人様に限ります。 ※通帳・相続手続書類等により、金額を確認させていただきます。
期間	・定型方式 6ヶ月・1年 ・自動継続（元金継続または元利金継続）に限ります。
預入方法	(1) 預入方式／通帳式・証書式 (2) 預入方法／一括預入 (3) 預入金額／100万円以上 貯金者本人の相続金受取額の範囲内（1,000万円以上は大口定期貯金の取扱いとなります。） (4) 預入単位／1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息	(1) 適用金利／預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 (2) 利払頻度／満期日以後に一括して支払います。 (3) 計算方法／付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算をします。 (4) 税金／個人のお客さまは20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 (5) 金利情報の入手方法／金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手数料	—
付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは、総合口座の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期の約定利率に0.50%を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・原則として期限前解約はできません。 ・やむを得ず満期日前に解約する場合は、特別金利の適用は行わず、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 【スーパー定期貯金の場合】 ①6ヶ月未満………解約日における普通貯金利率 ②6ヶ月以上1年未満…約定利率×50% ただし、①および②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 【大口定期貯金の場合】 (1) 預入日の1ヶ月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC（Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、もっとも低い利率とします。 A…解約日における普通貯金の利率 B…約定利率－約定利率×30% C… $\frac{\text{約定利率} - (\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。 (2) 預入日の1ヶ月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率（Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率とします。 A…約定利率－約定利率×30% B… $\frac{\text{約定利率} - (\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$
貯金保険制度（公的制度）	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本店または金融部（電話：0285-83-7725）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。埼玉弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）
その他参考となる事項	—

詳しくは窓口にお問い合わせください。

